

## 府中市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第10条、第48条、第51条の27及び第51条の32、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の22、第24条の34、第24条の39及び第57条の3の2並びに府中市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成17年4月府中市規則第20号)第10条の規定に基づき、市長がサービス事業者等に対して実施する指導及び監査について、基本的事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「サービス事業者等」とは、指定障害福祉サービス事業者(総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。)、指定障害者支援施設設置者(同項に規定する指定障害者支援施設の設置者をいう。)、指定一般相談支援事業者(総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。)、指定特定相談支援事業者(総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。第18条第1項において同じ。)、指定障害児通所支援事業者(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。)、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第18条第1項において同じ。)、及び基準該当障害福祉サービス事業者(府中市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第3条第1項の規定により基準該当障害福祉サービス事業者としての登録を受けた者をいう。)をいう。

### (指導及び監査の目的)

第3条 指導及び監査は、総合支援法、児童福祉法その他の法令並びに東京都及び市の条例及び規則で定める最低基準及び指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等が提供するサービスの内容の質の確保、サービス事業者等に対する自立支援給付に係る費用、障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等(以下「自立支援給付等」という。)の支給の適正化並びに業務管理体制の適正な整備及び運用を図り、もって市における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (指導方針)

第4条 指導は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施するものとする。

### (指導形態)

第5条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により行う指導
- (2) 運営指導 次のいずれかの形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う指導及び実地で行う指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に行う指導
  - ア 一般指導 市が単独で行うもの
  - イ 合同指導 市が東京都等と合同で行うもの

( 指導対象の選定基準 )

第 6 条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げる指導の形態に応じ、当該各号に掲げる基準により対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導 基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導 次のア及びイの形態に応じ、当該ア及びイに掲げる基準により選定する。

ア 一般指導 次条第 1 項に規定する実施方針に定める選定方針に基づくほか、特に運営指導を行うことが適当と認められるサービス事業者等を選定する。

イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

( 実施方針及び実施計画 )

第 7 条 市長は、効果的かつ統一的な指導を実施するため、指導の重点事項、指導目標、指導項目等を掲げる実施方針を、毎年度、別に定めるものとする。

2 市長は、前項の実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成、運営指導等の実施時期等を定めた実施計画を別に作成するものとする。

( 調査書等の提出 )

第 8 条 市長は、指導の実施に当たり、サービス事業者等に対して、あらかじめ指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

( 集団指導の実施方法 )

第 9 条 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を当該サービス事業者等に通知するものとする。

2 集団指導は、基準等に定めるサービスの取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、必要な情報提供を行うこととする。

( 運営指導の実施方法 )

第 10 条 市長は、運営指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として、実施予定日の 1 か月前までに、運営指導の根拠規定及び目的、日時及び場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知するものとする。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書を交付することにより通知するものとする。

2 運営指導は、別に定める指導に係る基準に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行うものとする。ただし、実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン等を活用することができる。

3 運営指導は、2 人以上の指導班を編成して実施するものとする。

4 運営指導の結果については、後日文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

5 前項の規定による通知において改善を求められたサービス事業者等は、当該通知の発送日から 30 日以内に、改善状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

( 監査への変更 )

第 11 条 運営指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれ

があると判断した場合

- (2) 自立支援給付等の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合  
(指導後の措置等)

第12条 市長は、第10条第5項の報告書の提出があった場合において、改善を指摘した事項に係る改善状況が不十分なサービス事業者等については、必要に応じて、再度、運営指導等を行うものとする。

- 2 市長は、運営指導の結果、サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付等に係る費用の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、自立支援給付等の自主返還等を行うよう指導する。この場合において、自主返還等を完了した当該サービス事業者等は、その旨を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(監査方針)

第13条 監査は、サービス事業者等のサービスの内容が不当である場合、自立支援給付等に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施するものとする。

(監査の選定基準)

第14条 監査は、サービス事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合  
(2) 自立支援給付等に係る費用の請求等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合  
(3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由がある場合  
(4) 度重なる運営指導によってもサービスの内容又は自立支援給付等に係る費用の請求等に改善がみられない場合  
(5) 正当な理由がなく、運営指導を拒否した場合

(監査の実施方法等)

第15条 市長は、原則として、監査を実施する前に自立支援給付等に係る費用の請求等に関する書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行うものとする。

- 2 市長は、前条各号に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、監査の実施に係る通知を交付した上で、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該サービス事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

- 3 市長は、指定権限のないサービス事業者等について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事又は区市町村長に対し行うものとする。なお、当該サービス事業者等のサービス等に関して、複数の区市町村に関係がある場合には、都道府県に総合的な調整を依頼するものとする。

- 4 監査は、運営指導の指導班を中心に職員2人以上の監査班を編成して実施するものとする。ただし、問題の性質等に応じて、課長級の職にあるものを長とした職員3人以上の特別班を編成して実施することができる。

- 5 市長は、監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成するものとする。

(監査後の措置)

第16条 市長は、指定権限のあるサービス事業者等(以下この条において「市指定サービス事業者等」という。)に対する監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、総合支援法第51条の28第2項及び児童福祉法第24条の35第1項の規定による勧告を機動的に行うものとする。

2 監査を所管する課の課長は、前項の勧告を受けた市指定サービス事業者等が正当な理由なくその勧告に係る措置を講じなかったとき、及び監査の結果、市指定サービス事業者等が指定の取消し等に該当すると認められたときは、それぞれ命令及び指定の取消し等の要件に該当する旨を、当該処分を所管する課の課長へ通知するものとする。

3 市長は、指定権限のないサービス事業者等について指定基準違反等と認めるときは、文書により指定権限のある都道府県知事又は区市町村長に通知するものとする。ただし、当該都道府県知事又は区市町村長が市と同時に監査を行っている場合は、この限りでない。

4 監査の結果については、後日文書により通知するものとする。

5 前項の規定による通知において第1項の勧告に至らない軽微な改善を求められたサービス事業者等は、別に定める期日までに改善状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備に関する検査）

第17条 市長は、総合支援法第51条の3第2項第2号及び児童福祉法第24条の3第2項第2号の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対して、運営指導又は監査を実施する際に、業務管理体制の整備に関する検査（次項において「検査」という。）を併せて行うことができる。

2 検査は、障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえ、実施するものとする。

（東京都への通知）

第18条 指導及び監査の結果並びに処分等の内容については、東京都に通知するものとする。

（東京都等との連携）

第19条 指導及び監査の効果を高めるために、東京都及び他の区市町村との連携を図るものとする。

（報告）

第20条 指導及び監査の実施状況については、必要に応じて国及び東京都に報告するものとする。

（情報提供）

第21条 指導又は監査の結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村への情報提供を行うことに努めるとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行うものとする。

（様式）

第22条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定めるものとする。

（雑則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

付 則（令和6年3月29日要綱第43号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。